

会議案第 6 号

第 6 期芽室町総合計画審査特別委員会設置の件

第 6 期芽室町総合計画に関する審査特別委員会を別紙のとおり設置する。

令和 8 年 7 月 2 2 日提出

芽室町議会議会運営委員会

委員長 渡 辺 洋一郎

第6期芽室町総合計画審査特別委員会設置及び審査要領

1 特別委員会の名称

第6期芽室町総合計画審査特別委員会

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び芽室町議会委員会条例第5条

3 目的

第6期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画の審査

4 設置年月日 令和8年7月22日

5 委員の定数 15人（議長を除く全員）

6 審査要領等

特別委員会付託後、適宜委員会を開催し、最初に担当課長等から内容を要約した説明を受け、基本構想の項目ごと及び実施計画ごとに質疑を行う。

7 質疑等の発言

- (1) 芽室町議会会議条例等を準用し、質疑の方法については一問一答方式とする。
- (2) 委員・答弁者とも起立の上発言する。
- (3) 基本構想の項目ごと及び実施計画ごとに質疑答弁を行う。
- (4) 説明、質疑及び答弁に際しては、挙手の上「委員長」と呼び、発言の意思表示をし、委員長からの指名後、委員にあつては「氏名」を、説明員にあつては「職名」を名乗り、簡潔な説明、質疑、答弁に努めるものとする。
- (5) 課長補佐職、係長職に答弁させる場合は、最初に課長職がその旨を意思表示し、その後、課長補佐職・係長職が答弁するものとする。
- (6) 政策的な事項については、理事者が答弁するものとする。

8 説明・質疑等における説明員の出席範囲

説明及び質疑等のための出席委任に基づく出席範囲は係長職以上とする。

9 審議期間

付託事件が議会で審議されている間

10 そ の 他

その他必要な事項は、本特別委員会において協議、決定する。